

富士見町勤労者生活資金融資のご案内

～富士見町在住の勤労者にご利用下さい～

問 長野県労働金庫 茅野支店 ☎72-2000 または 産業課 商工観光係 ☎62-9342

町では「富士見町勤労者生活資金融資要綱」により、富士見町内在住の勤労者の生活の安定と福祉向上を目的として長野県労働金庫と協調して生活資金の融資を行っています。この融資制度をご利用いただくと、労働金庫固有の融資商品の通常金利より低い利率が適用されます（保証料は別途）。

【融資の対象要件】

- ①町内に1年以上居住する者であること
 - ②町税完納者であること
 - ③労働金庫会員の組織労働者又は互助会員であること
- ※資金用途が確認できる書類（契約書・見積書等）が必要

【融資内容】

- 資金用途 教育資金、自動車購入資金、新築・増改築資金、生活品購入資金
- 融資限度額 200万円
- 融資期間 10年以内
- 返済方法 毎月返済または毎月・ボーナス併用返済
- 融資金利 通常金利より教育資金で最大年0.21%、その他の資金で年0.01%の年利引下げとなっております。更に、下記の引下げ項目に該当する場合、変動金利及び固定金利から、教育資金については最大0.3%、自動車購入資金、新築・増改築資金、生活品購入資金については最大0.2%の引下げとなります。また、自動車購入資金、新築・増改築資金、生活品購入資金については、「お子さま優遇」対象商品として、子どもの人数に応じて優遇金利（更に0.05～0.10%引下げ）が適用されます。



【金利引下げ項目】

- (1)年齢が30歳未満の方
 - (2)新生児から大学院までの子どもがいる方
 - (3)「財形貯蓄」等を契約している方
 - (4)「住宅ローン」を契約している方
 - (5)給与振込（月額10万円以上）を契約している方
 - (6)カードローンを契約している方
 - (7)子ども名義の普通預金口座を開設している方
- ※詳しい融資の内容、金利等は労働金庫へお問い合わせください。

健康ふじみ通信

～心も体もいきいきと
楽しく暮らせる高原の富士見町～

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134

「歯の健康編」

7月になり、これから本格的に夏が始まりますね。夏は冷たいジュースやアイスなどがつつい欲しくなってしまう、甘い物を取り過ぎてしまう季節でもあります。たまに食べるのは問題ありませんが、食べ過ぎると肥満やむし歯の原因になりますので、注意しましょう。

熱中症予防の強い味方にご注意を！

夏は沢山の汗をかくため、脱水状態になりやすく、熱中症予防にスポーツドリンクや塩飴などを意識して摂取されている方も多いのではないのでしょうか？

しかしながら、一日を通してダラダラとスポーツドリンクを飲んだり、飴をなめたりしている状態は、口の中に糖分がずっと残ることになり、むし歯菌や歯周病菌に栄養を与え続けてしまいます。さらにスポーツドリンク等の清涼飲料水は酸性のものが多く、過剰な摂取により歯が溶けだしてしまいます。

- 大量の汗をかいた時以外は、水分補給はお茶や水で行い、塩分補給も通常の食事の範囲で問題ありません。スポーツドリンク等の過剰摂取に注意し、毎日の歯磨きを心掛け、健康な歯とともに夏を乗り越えましょう！

